

仕 様 書

1. 車 種	軽自動車（乗用、軽ハイトワゴンタイプ） ■ガソリンハイブリッド、5ドア、4人乗り以上
2. 規 格	(1) 総排気量 ■660 CCクラス (2) 駆動方式 ■四輪駆動 (3) ミッション方式 ■オートマチック（CVT） (4) 配色 ■シルバー系 (5) 車体寸法 ■全長 3,395mm 以上、全幅 1,475mm 以上、全高 1,750 mm以上 (6) シート ■2列 (7) 環境仕様 ■平成 17 年排出ガス基準 75%低減レベル以上に達していること
3. 年式指定	■令和 4 年度以降（新規登録）
4. 付 属 品	■エアコン ■エアバック（運転席・助手席） ■衝突被害軽減ブレーキ ■タイヤパンク応急修理セット ■標準工具一式 ■AM・FMラジオ ■ヒートドドアミラー ■フロアマット（全席） ■スノーブレード一式 ■ドライブレコーダー（前方・後方 2 カメラタイプ、200 万画素以上、記憶媒体 32GB 以上） ■スタッドレスタイヤ 4 本（ホイール付）
5. 借受期間	令和 4 年 10 月 3 日～令和 9 年 9 月 30 日（60 カ月） ※納入期限は令和 4 年 10 月 3 日とする。
6. 借受台数	8 台
7. 年走行距離	約 6,000km/台（この年走行距離を超過しても、追加費用は発生しないものとする。）
8. 引渡及び検査場所	次の各施設の敷地内駐車場 創成川水再生プラザ（札幌市北区麻生町 8 丁目 1 番 15 号）：2 台 茨戸水再生プラザ（石狩市花川東 1000 番地）：1 台 豊平川水再生プラザ（札幌市白石区菊水元町 8 条 3 丁目 5 番 1 号）：3 台 新川水再生プラザ（札幌市西区八軒 9 条西 7 丁目 1 番 65 号）：1 台 手稲水再生プラザ（札幌市手稲区手稲山口 265 番地 8）：1 台
9. 保管場所	上記「8. 引渡及び検査場所」と同じ
10. 保険加入	(1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、受注者の負担とする。 (2) 任意保険は受注者の負担とし、次による。 ■年齢制限：無制限 ■対人保険：無制限 ■対物保険：無制限（免責額なし） ■搭乗者保険又は人身傷害保険：1 名につき 2,000 万円以上 ■車両保険：時価（免責額なし） ■代車特約を付すこと。 (3) 任意保険証の写しを車検証に添付すること。
11. メンテナンス等	(1) 定期点検（オイル等の交換又は補充、12 カ月法定点検を含む。）・車検に係る経費は受注者の負担とし、受注者の責任において確実に実施すること。 (2) 定期点検・車検及び修理の期間中は、同等の代車を用意すること。なお、これらの作業に伴う車両の移動は、受注者が行うこととする。 (3) 事故処理及びこれに伴う車両の修繕は、札幌市の指示に従い受注者の責任において行うこと。 (4) タイヤの履き替え及び保管は、札幌市の指示に従い受注者が行うこと。 (5) 夏タイヤは 3 シーズン、また、スタッドレスタイヤは 2 シーズン、それぞれ経過毎に新品のタイヤを手配すること。（タイヤ交換に伴う車両の移動は、受注者が行うこと。） (6) 車両の維持管理に要する経費のうち、燃料費、ウィンドウウォッシャー液及びパンク修理費は、札幌市の負担とし、その他要する一切の経費は、受注者の負担とする。 (7) 借受期間中、札幌市の負担により借受車両の窓ガラス全面に紫外線防止フィルム（道路運送車両法第 3 章に基づき定める道路運送車両の保安基準第 29 条第 3 項に適合するもの）を貼る場合があるので、受注者はこれを認めること。 (8) 車両引渡時の燃料は、札幌市及び受注者双方とも容器内 100%とする。 (9) 不明な点については、事前に札幌市と協議すること。
12. その他	(1) 仕様書等に記載のない事項は、受注者と札幌市が協議のうえ、決定する。 (2) 借受期間開始までに納車できない場合は、受注者と札幌市が協議のうえ、受注者の負担により、同等車種の代車を用意すること。（代車については、ハイブリッド車でないもの、また、業務に支障のない範囲で全高 1,750 mm 以上でない車も認める場合がある。） (3) リース期間終了後は、受注者が保管場所から車両を引取ること。